

公益社団法人本宮市シルバー人材センター役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員等の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員等の範囲は、次のとおりとする。

ア センターの定款第21条に規定する理事（同条第2項に規定する常務理事を除く。）及び監事

イ センターの定款第49条に規定する委員会の委員

ウ 前各号に定めるものの他、センター事業の推進を図るために、理事長が必要と認め理事会の承認を得た者

(2) 常勤役員とは、社員総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所として週3日以上センターの業務に従事する者をいう。

(3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

(4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名稱いかんを問わない、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 センターは、常勤理事又は専門的な知識を有する監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事又は専門的な知識を有する監事以外の非常勤役員等の報酬は、無報酬とする。

3 常勤理事の報酬は、月額とする。

4 専門的な知識を有する監事の報酬は、日額とする。

5 役員等には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額は、別表1「役員の報酬額」に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て、決定するものとする。

2 専門的資格及び能力を有する監事の報酬日額は、別表1「役員の報酬額」に定める金額とする。

(報酬額の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月26日（支払日が金融機関の休日に当たる場合は、休日の前日）支払とする。

2 監事の報酬支払いは、職務を執行した日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等は、本人の指定口座に振り込むものとし、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった金額等を控除して支給することができるものとする。

(費用弁償)

第7条 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、この請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表2「費用の額」により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給に基準して公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行なうものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和4年6月1日から施行する。

別表1 役員の報酬額 (第4条関係)

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 理事長 | 月額120,000円までの範囲内とする。 |
| (2) 監事 | 日額13,000円とする。 |

別表2 費用の額 (第7条第2項関係)

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 非常勤役員が会議に出席した場合は、5,900円を支給する。 |
| (2) 各種委員会の委員が会議に出席した場合は、4,700円を支給する。 |